

# 山口県報

平成18年  
3月14日  
(火曜日)

## 目次

告示  
 瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ..... 一  
 瀬戸内海環境保全特別措置法第八條第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ..... 三  
 土地改良事業施行の同意 (農村整備課) ..... 五  
 漁業災害補償法第八條第二項の規定による同意 (水産課) ..... 五  
 道路の区域の変更 (道路整備課) ..... 五  
 道路の供用の開始 (道路整備課) ..... 五  
 柳井都市計画道路の変更 (都市計画課) ..... 六  
 由宇都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (都市計画課) ..... 六  
 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) ..... 七  
 公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可 (港湾課) ..... 七  
 公告  
 大規模小売店舗立地法第八條第一項の規定による意見の聴取 (商政課) ..... 八  
 山口県由宇地区農村地域工業等導入実施計画の変更の公表 (農村振興課) ..... 八  
 土地改良事業の完了 (農村整備課) ..... 八  
 国営農地再編整備事業 (豊北地区原換地区) 換地計画書の縦覧 (農村整備課) ..... 八  
 雑報  
 争議行為の通知 ..... 九

### 山口県告示第百十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。  
 当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十八年三月十四日から同年四月三日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び防府市生活環境部生活環境課において公衆の縦覧に供する。

平成十八年三月十四日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
 氏名又は名称 株式会社ベルポリエステルプロダクツ  
 住 所 防府市鐘紡町四番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
 名 称 株式会社ベルポリエステルプロダクツ  
 所在地 防府市鐘紡町四番一号
- 三 特定施設に関する事項  
 (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使用の方法
	能 力 (t/日)	工事着手 年月日	工事完成 年月日	
三三二一イ (三基)	一一・七	(既)		断 続 二二時間 一五時間 変動なし
三三二一イ (二基)	一一・七	(設)		二二時間 一五時間 変動なし
三三二一ハ (三基)	九六	(既)		三三時間 二二時間 一五時間 変動なし

焼却炉	ろ過施設	種類
耐火レンガ内張り	コンクリート製	構造
三〇	一五、〇〇〇	能力 (m <sup>3</sup> /日)
焼却	ろ過	処理の方式
"	連続	使用時間
"	二四時間	一日当たりの使用時間
"	変動なし	季節的変動の概要
(既設)	平成一四、四	工事着手予定年月日
	平成一四、四	工事完成予定年月日
	平成一四、四	使用開始予定年月日

四 汚水等の処理施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

備考	種別	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 (mg/l)	窒素 (mg/l)	燃素 (mg/l)	汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
(一)の表の備考は、この表について準用する。	三三一八	"	"	"	"	"	八八〇
	三三一八 (二基)	六・八	一〇	三	一五	二・五	二、六四〇
	三三一八 (二基)	七・二	一五	五	三〇	〇・一	"
	三三一八 (二基)	"	"	"	"	"	"
	三三一八 (二基)	"	"	"	"	"	"
	三三一八 (二基)	"	"	"	"	"	三・五
	三三一八 (二基)	四	七、〇〇〇	一〇	〇・二	〇・〇五	四
	三三一八 (二基)	五、三	五、〇〇〇	二〇	〇・二	〇・〇五	四・五

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

三三一八	"	連続二四時間
備考 「三三一八」及び「三三一八」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する縮合反応施設及び遠心分離機をいう。		

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種類	項目				汚水等の汚染状態の値		汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
	処理後	処理前	処理後	処理前	通常	最大	
ろ過施設	処理後	四	"	七	八・五	五・五	" / " / 一四、〇三六
	処理前	五・三	"	八・六	二・二・六	三	
焼却炉	処理後	五・〇〇〇	"	二・〇	検出せず	〇・二	" / " / 二二
	処理前	七・〇〇〇	"	三	〇・五	〇・二	

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 1 排水口	排水口の汚染状態の値		排水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
	通常	最大	
七	八・五	五・五	一三、〇六四
	八・六	二・二・六	一四、〇三六

山口県告示第百二十号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づき特定施設の構造等の変更の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十八年三月十四日から同年四月三日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び防府市生活環境部生活環境課において公衆の縦覧に供する。

平成十八年三月十四日

山口県知事 二井 関 成

一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 株式会社ベルポリエステルプロダクツ

住所 防府市鐘紡町四番一号

工場又は事業場の名称及び所在地  
名称 株式会社ベルポリエステルプロダクツ

所在地 防府市鐘紡町四番一号

特定施設の種類  
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する縮合反応施設及び遠心分離機

四 変更しようとする事項の内容  
特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生じる。

No. 4 排水口	No. 3 排水口	No. 1 排水口	排水口	項目	
				変更後	変更前
	七・三			七	
	七・四	八・六		八・五	
	六・五	八・八		五・三	
	六	四〇		七・九	
	一五	四八		一一・六	
	一〇	一三		三	
	二〇	三〇		五	
	三			二	
	二・三四	一六・四五		三・二二	
	六・〇三	三三・五八		一一・〇七	
	〇・三三	一・七		〇・〇九	
	一・一三	三・四二		〇・四五	
				三三、一五二	
	四〇	三〇		一四、〇三六	
				四七、七四〇	
				一四、〇三六	
				三三	

五 排水水の汚染状態の値及び排出水の量

ろ過施設	処理後		処理前		種別	項目
	変更後	変更前	変更後	変更前		
	七	七・二	七	七・二	汚水等	水素イオン濃度 (水素指数)
						化学的酸素要求量 (mg/l)
	八・六	一七	八・六	一七		浮遊物質量 (mg/l)
	一一・六	四八	一一・六	四八		鉍油類 (mg/l)
						窒素 (mg/l)
	七・二六	五	七・二六	五		窒素 (mg/l)
	一六・七三	一五	一六・七三	一五		窒素 (mg/l)
	〇・二二	〇・〇五	〇・二二	〇・〇五		窒素 (mg/l)
	一・四	〇・三	一・四	〇・三		窒素 (mg/l)
	一一、〇六四	一一、〇三二	一一、〇六四	一一、〇三二		汚水等の一日当たりの量 (m³)
	一四、〇三六	一一、八〇〇	一四、〇三六	一一、八〇〇		

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

ろ過施設	種別	項目	
		変更後	変更前
			コンクリート製
		一五、〇〇〇	一三、〇〇〇
			ろ過
			連続
			二四時間
			概季節的変動の要なし
		平成一八、四	(既)
		平成一八、四	工事着手予定
		平成一八、四	工事完成予定
		平成一八、四	使用開始予定

(一) 汚水等の処理施設の種別、構造及び使用時間間隔等

山口県告示第百二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第一項の規定により、市町村が行う土地改良事業の施行について次のとおり同意した。

平成十八年三月十四日

市町村名	施行地区	事業の種類	同意年月日
下関市	神田川地区	かんがい排水	平成一八、三、三

山口県告示第百二十二号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について法第百八条第二項の規定による同意があつたと認められた。

平成十八年三月十四日

山口県知事 二井 関成

区	域	区	分
大井湊区域		総トン数十トン未満の漁船により行う漁業並びに総トン数は十トン以上二十トン未満の漁船により、主としてえなわを使用してふく又はあまたいをとることを目的とする漁業及び主としていかをとることを目的とする漁業以外の漁業	

山口県告示第百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十八年三月十四日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十八年三月十四日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 県道  
路線名 下関港線  
道路の区域

区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
下関市	下関市下関町二丁目二八の四地先から同町二〇二八の八地先まで	新	最狭 二〇・五 最広 八九・〇〇	二五・二	終点の変更及び道路改良工事の完了による。
下関市	下関市下関町二丁目二八の四地先から同町二〇二八の八地先まで	旧	最狭 三〇・一 最広 三五・一	二七〇・〇	

道路の種類 県道  
路線名 陶湯田線  
道路の区域

区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
山口市	山口市湯田温泉三丁目二二三の二から同市湯田温泉三丁目二二三の二地先まで	新	最狭 一七・八 最広 二七・六	六九八・二	終点の変更による。県道宮野大蔵線の道路の区域一本松朝倉線の道路の区域
山口市	山口市湯田温泉三丁目二二三の二地先から同市楠木町六四六の一五地先まで	旧	最狭 一七・八 最広 二七・六	七三三・四	

山口県告示第百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十八年三月十四日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十八年三月十四日

山口県知事 二井 関成

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
下関港線道	下関市椋野町二丁目二八の四地先から同町二〇三〇の八地先まで	平成十八年三月十五日

**山口県告示第二百二十五号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、柳井都市計画道路を次のとおり変更した。  
 その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び柳井市建設部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年三月十四日

山口県知事 二井 関成

- 一 都市計画の種類及び名称  
柳井都市計画道路三・四・六古開作線
- 二 変更の内容  
区域の変更

**山口県告示第二百二十六号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、由宇都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成十八年三月十四日

山口県知事 二井 関成

- 一 施行者の名称  
由宇町
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
由宇都市計画下水道事業由宇町公共下水道
- 三 事業施行期間  
平成十二年十一月二十一日から平成二十三年三月三十一日まで

四 事業地

玖珂郡由宇町港町一丁目、港町二丁目、港町三丁目、中央一丁目、中央二丁目、南町一丁目、南町二丁目、南町三丁目、南町四丁目、南町五丁目、南沖一丁目、南沖二丁目、南沖三丁目、南沖四丁目、千鳥ヶ丘一丁目、千鳥ヶ丘二丁目及び千鳥ヶ丘三丁目

**山口県告示第二百二十七号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成十八年三月十四日

山口県知事 二井 関成

- 一 区域の名称  
粟野浦地区
- 二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた区域

市名	大字名	字名	地番	標柱番号
下関市	豊北町大字粟野	西山	二三九八の二	一号
"	"	"	二三九六の二	二号
"	"	"	二三九六の二	三号
"	"	"	一九六五	四号
"	"	蟹油	五〇〇九の一	五号
"	"	"	一九五七の一	六号
"	"	於曾ノ屋	一九五七の一	七号
"	"	"	一九五七の二地先	八号
"	"	於曾野屋	四八六六の二地先	九号
"	"	"	四八七四の一	十号
"	"	蟹油	二七七一	十一号
"	"	西山	二三九七の一	十二号

山口県告示第百二十八号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成十八年三月十四日

山口県知事 二井 関 成

一 埋立区域

(一) 位置

1 第一工区

長門市東深川字砂取一〇〇〇の一五八地先公有水面

2 第二工区

長門市東深川字砂取一〇〇〇の一五八から一〇〇〇の一六〇に至る土地の地先公有水面

(二) 区域

1 第一工区

次の1の地点から14の地点までを順次結んだ線、14の地点と15の地点を結ぶ昭和五十六年四月十七日付け指令港湾第七十二号でしゅん功認可された埋立地(以下「昭和五十六年埋立地」という。)と公有水面との境界線(D.L. + 一・三〇メートル)及び1の地点と15の地点を結ぶ平成十二年秋分の満潮位(D.L. + 一・一七メートル)(以下「満潮位」という。)における公有水面と沖防波堤との境界線に囲まれた区域

2 第二工区

次の16の地点と17の地点を結んだ線、17の地点と18の地点を結ぶ満潮位における公有水面と沖防波堤との境界線、18の地点と19の地点を結ぶ昭和五十六年埋立地と公有水面との境界線(D.L. + 一・三〇メートル)及び16の地点と19の地点を結ぶ昭和五十六年四月二十一日付け指令港湾第七十三号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D.L. + 一・三〇メートル)に囲まれた区域

1の地点 長門市東深川の妙見頭三等三角点(北緯三四度二分三七・三五三秒 東経一三一度一分三七・一七二秒)(以下「基準点」という。)から  
六五度二分三五秒四六二・三六メートルの地点  
2の地点 1の地点から四度一分五七秒六・〇五メートルの地点  
3の地点 2の地点から九四度一分七秒一・八六メートルの地点  
4の地点 3の地点から四度一分〇一秒八・六二メートルの地点  
5の地点 4の地点から九四度二分〇四秒三・一〇メートルの地点

(三) 面積

1 第一工区

九、七七四・九二平方メートル

2 第二工区

一、〇二〇・六四平方メートル

二 免許の年月日及び番号

平成十三年八月八日 指令港湾第七号の三

三 関係図書を閲覧できる市町村

長門市

四 認可を受けた者

長門市東深川一三三九番地の二

長門市

長門市長 松林 正俊

五 認可の年月日

平成十八年三月三日



(一四七) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十七年十月二十八日山口県公告(五七五)に係る大規模小売店舗について次のとおり防府市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十八年三月十四日から同年四月十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年三月十四日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 コスパ防府Ⅱ  
所在地 防府市大字植松五五四の一
- 二 意見の概要  
特に配慮を求める事項はない。

(一四八) 山口県由宇地区農村地域工業等導入実施計画の変更の公表

農村地域工業等導入促進法(昭和四十六年法律第一百十二号)第五条第一項の規定に基づき定めた山口県由宇地区に係る農村地域工業等導入実施計画を変更したので、その概要を次のとおり公表する。

平成十八年三月十四日

山口県知事 二井 関 成

- 一 工業等導入地区の面積を次のとおりとする。  
二十一万二千七百二十一平方メートル
- 二 実施計画達成の目標年度を次のとおりとする。  
平成二十二年度

(一四九) 土地改良事業の工事の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

平成十八年三月十四日

山口県知事 二井 関 成

事業の名称

県営地福地区ほ場整備事業(第一換地区)

二 工事完了の時期

平成十二年三月二十四日

事業の名称

県営地福地区ほ場整備事業(第二換地区)

二 工事完了の時期

平成十二年八月二十九日

事業の名称

県営地福地区ほ場整備事業(第三換地区)

二 工事完了の時期

平成十三年十二月十八日

事業の名称

県営地福地区ほ場整備事業(第四換地区)

二 工事完了の時期

平成十三年三月二十七日

事業の名称

県営地福地区ほ場整備事業(第五換地区)

二 工事完了の時期

平成十一年三月十七日

(一五〇) 国営農地再編整備事業(豊北地区原換地区)換地計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、国営農地再編整備事業の施行に係る豊北地区原換地区の換地計画を定めたので、同条第



四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十八年三月十四日

山口県知事 二井 関 成

一 縦覧に供する書類

国営農地再編整備事業（豊北地区原換地区）換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十八年三月十五日から同年四月三日まで

三 縦覧の場所

山口県農林部農村整備課



争議行為の通知

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、山口県民主医療機関連合会労働組合から、次のとおり争議行為を行う旨の通知がありました。

平成十八年三月十四日

山口県知事 二井 関 成

一 事件

(一) 賃金引上げの要求に関する件

(二) 一時金の要求に関する件

(三) 労働条件の改善の要求に関する件

(四) 増員の要求に関する件

二 日時

平成十八年三月十六日以降本問題の解決に至るまでの期間

三 場所

医療生活協同組合健文会宇部協立病院、医療生活協同組合健文会生協上宇部クリニク、医療生活協同組合健文会小野田診療所、医療生活協同組合健文会協立歯科診療所、医療生活協同組合健文会虹の訪問看護ステーション、医療生活協同組合健文会ヘルパーステーションはばたき又は医療生活協同組合健文会宇部協立病院在宅介護支

援センターにおいて山口県民主医療機関連合会労働組合に所属する組合員が従事する全職場

四 概要  
あらゆる形の争議行為を実施する。

平成十八年三月十四日発行

発行所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）